

給水装置工事設計・施工 取扱要綱 一部改訂比較表（文章の趣旨の変更を伴わない軽微な変更は除く）

改訂後	現行
<p>3.4 給水管の管種及び口径と使用場所 表 3-4  注:道路内に配管する鋳鉄管・鋼管については、ポリエチレンスリーブを装着し粘着テープで固定する。  道路内に配管する小口径(20mm～50mm)管には、粘着表示テープを管なりに貼り付けること  △紫外線・凍結等に対する適切な保護をおこなうこと</p>	<p>3.4 給水管の管種及び口径と使用場所 表 3-4  注:1 道路内に配管する鋳鉄管・鋼管については、ポリエチレンスリーブを装着し粘着テープで固定する。  2 道路内に配管する小口径(20mm～50mm)管には、粘着表示テープを管なりに貼り付けること</p>
<p>4.6.3 メーターの設置基準  (3) 1つの建築物に複数のメーターを取り付ける場合、安定給水を考慮した主管口径とすること。</p>	<p>4.6.3 メーターの設置基準  (3) 店舗付住宅に設置する場合は、当該住宅は店舗部分と住居部分を併せて1戸とみなし、1個のメーターを設置することを原則とする。</p>
<p>4.6.4 メーターの設置方法  (2)① メーターはメーターボックス内に、空気が滞留しないよう水平に、また、上面がGLから15～20cmの位置になるよう設置すること。  (3)① 開閉レバーの操作やメーター交換の支障にならないよう、また、雨水の侵入による水没を避けるため周囲の地面より高めの位置に設置すること。</p>	<p>4.6.4 メーターの設置方法  (2)① メーターは、水平で空気が滞留しない安定した状態で、メーターボックス内に設置すること。  (3)① 雨水の侵入を避けるため周囲の地面より高めの位置に設けること。</p>
<p>4.6.5 メーターボックスの設置寸法  (1) 口径 40mm 以下のメーターボックスは、次の形式を標準とする。なお、口径 25mm 以下の蓋裏プレートには、水栓番号・完成年月日・施工業者名を必ず記入すること。</p>	<p>4.6.5 メーターボックスの設置寸法  (1) 口径 40mm 以下のメーターボックスは、次の形式を標準とする。なお、口径 25mm 以下の蓋裏プレートには、水栓番号・施工年月日・施工業者名を必ず記入すること。</p>
<p>4.7.1 図面の書式  (2)① 平面配管図は縮尺 1/100・150・200 を標準とし、～</p>	<p>4.7.1 図面の書式  (2)① 平面配管図は縮尺 1/200 を標準とし、～</p>
<p>5.1.3 屋内ポリエチレン管露出配管  5.1.7 凍結防止  ただし、ヘッダー方式配管の保温は、5.1.3.⑤を参照すること。また、ヘッダー方式以外のポリエチレン管φ13の個別給水用具の立上り保温材は表5-2の「給水管の口径20mm以上」に読み替えるものとする。  5.2.3 造成地等の給水幹線と給水分岐  (1) 寄付採納に係る「施工者」ならびに「完成図書」  ① 給水幹線のうち、寄付採納を前提に布設する工事及び口径φ50mm以上の布設工事を行えるものは、米子市水道局配水管等布設工事入札参加資格を有する者とする。  このうち、配水用ポリエチレン管の施工は上記施工者に専属する米子市水道局配管工登録者であって、配水用ポリエチレンパイプシステム協会の技能講習終了証を有する者とする。  ② 寄付採納を受ける条件として、上記①要件を有する者が施工し、米子市水道局工事標準仕様書に定める施工管理・品質管理を適切に行い、完成図書など必要書類を提出すること。  (2) 新規給水申込に関わる事項  図 5-3(寸法値変更)  5.3 止水栓、バルブ及び仕切弁の設置  (1)  ①口径 25 mm以下 (PE) 止水栓又は、ゲートバルブ(ソフトシールタイプ)(以下Sタイプとする)  (4) 構造物による支障等のため、敷地境界からメーターまで 1.5m以上になる場合には、図 5-7 のとおり境界から 1.5m以内に止水栓、バルブ又は仕切弁を設置すること。  表 5-3(使用区分変更)</p>	<p>5.1.3 屋内露出配管  5.1.7 凍結防止  ただし、ヘッダー方式配管の保温は、5.1.3.⑤を参照すること。また、ヘッダー方式以外のポリエチレン管φ13の個別給水用具の立上り保温材は表5-2によるものとする。  5.2.3 造成地等の給水幹線と給水分岐  (1) 新規給水申込に関わる事項  5.3 止水栓、バルブ及び仕切弁の設置  (1)  ①口径 25 mm以下 (PE) 止水栓  (4) 構造物による支障等のため、敷地境界からメーターまでの給水管の長さが 1.5m以上になる場合には、図 5-7 のとおり境界から 1.5m以内に止水栓、バルブ又は仕切弁を設置すること。</p>

<p>5.7.3 施設撤去工事 (4) 配水管(口径 75mm 以上)からの分岐 ① 不断水用T字管を使用して分岐している場合は、不断水用T字管の副弁を閉止し、プラグ止めとすること。 ② T字管を使用して分岐している場合は、T字管を撤去し、継輪・直管等を使用して原状に回復すること。</p> <p>5.8.1 断水届 (2) 全文削除</p>	<p>5.7.3 施設撤去工事 (4) 配水管(口径 75mm 以上)からの分岐 ① 口径 40mm 及び 50mm の不断水用T字管を使用して分岐している場合は、不断水用T字管の副弁を閉止し、プラグ止めとすること。 ② 口径 75mm 以上で T 字管及び不断水用T字管を使用して分岐している場合は、T字管及び不断水用T字管を撤去し、継輪・直管等を使用して原状に回復すること。</p> <p>5.8.1 断水届 (2) 日時及び区域が決定すれば、審査係の指示に従い管理者の許可後直ちに消防署へ連絡すること。</p>
<p>6.1.2 占用(掘削)及び使用許可 (1) 道路 道路を掘削する場合は、あらかじめ工事をしようとする道路の管理者(道路管理者)の占用等の許可～削除～を得た後、所轄警察署長の道路使用許可を受けること。</p>	<p>6.1.2 占用(掘削)及び使用許可 (1) 道路 道路を掘削する場合は、あらかじめ工事をしようとする道路の管理者(道路管理者)の占用及び掘削許可(市道で横断掘削の場合は占用許可は不用)を得た後、所轄警察署長の道路使用許可を受けること。</p>
<p>7.1 適用範囲と規模 (4) メーターの設置場所 「米子市水道事業における給水管等の構造及び材質等に関する規程第 12 条第 2 項及び第 3 項」に基づく。ただし、屋内に設置する場合は、次の要件を満たしたメーターユニットの使用を原則とし、屋外に設置する場合は米子市水道局承認品とする。</p> <p>(5) 分岐から水道メーターまでの配管使用材料 表 7-1(管種追加) 7.3 直結直圧給水の設計施工基準 (適用区分変更)</p>	<p>7.1 適用範囲と規模 (4) メーターの設置場所 「米子市水道事業における給水管等の構造及び材質等に関する規程第 12 条第 2 項及び第 3 項」に基づく。ただし、屋内に設置する場合は、次の要件を満たしたメーターユニットの使用を原則とする。</p>
<p>8.5.1 貯水槽の設置場所と条件 (1) 地上式受水槽 ② 受水槽の設置高さの上限は 2 階までとし、受水槽への流入管口の高さが、3階高以上となる場合は、中・高層階直結給水の特例措置扱いとなるため、審査担当と協議すること。</p> <p>8.7.2 給水設備の配管 (6) ③ 集合住宅等で各戸私有メーターを希望する場合において、メーターを床面上に取付けるものにあつては、原則としてメーターの下流側に止水栓等を設置すること。～削除</p> <p>8.9.5 全文削除 8.9.6 全文削除 8.9.7 全文削除</p>	<p>8.5.1 貯水槽の設置場所と条件 (1) 地上式受水槽 ② 受水槽の設置高さの上限は 2 階までとし、受水槽への流入管口の高さが、GL から 6.7m までの範囲とすること。この場合は配水管の水圧が 0.25MPa(2.5kg/cm<sup>2</sup>) 以上であることを条件とする。</p> <p>8.7.2 給水設備の配管 (6) ③ 集合住宅等で各戸私有メーターを希望する場合において、メーターを床面上に取付けるものにあつては、原則としてメーターの下流側に止水栓等を設置すること。ただし、管理者が特に認めたときは、これを省くことができる。</p> <p>8.9.5 貯水槽と消火用水槽の兼用禁止 8.9.6 消火用専用水槽が設置してある場合の消火栓設備 8.9.7 給水設備の私有メーター設置について</p>
<p>10.3 検査の内容 完成検査は、給水装置工事が適正に施工されたかを確認するもので、新設工事については入居前を原則とし、特に直結給水の集合住宅は、必ず入居前とする。</p> <p>(3) 耐圧試験(10.6)結果の確認。 (4) 残留塩素濃度検査(10.5) (5) 主任技術者チェック表(宅内、公道共)の確認</p>	<p>10.3 検査の内容 完成検査は、給水装置工事が適正に施工されたかを判断するもので、新設工事は入居前を原則とする。</p> <p>(3) 耐圧試験(10.4)結果の確認。 (4) 主任技術者チェック表(宅内、公道共)の確認</p>

10.4 写真検査

- (1)給水管引き込み及びキャップ止め位置のわかる写真(スタッフ等で寸法のわかるもの)。
- (3)メーターの設置状況(高さ、位置、番号、指針等のボックス内の状況のわかる写真)
- (4)給水栓、ヘッダー等の器具の取付状況がわかる写真
- (5)管末での残留塩素測定値がわかる写真(10.5)
- (6)

10.5 残留塩素濃度の測定

残留塩素値(末端で0.1mg/l以上)とクロスコネクション(上水道管と井戸、農水、工水、温泉、雨水、排水管等他の水管を誤認し、分岐や接合をする事故)を防ぐため、給水装置工事完了後に残留塩素を測定する。

- ①新規及び増口径分岐の場合など、公道部の水道局配管に新たに分岐施工する工事
- ②民地内キャップ止め管からや、既設給水管から支管分岐し、新たにメーターを設置する工事
- ③口径変更のみの工事及び民地内の既設給水管の極一部分のみを修繕や改造する工事

※①及び②は必須。③については任意とするが、他の水管との誤接続の可能性がある場合や学校などの受水槽との併用施設において、直圧部分の増設工事を行った場合は必須。

《測定の手順》

- (1)工事完了後、末端給水栓において十分な放水を行ったのち、検査試薬(DPD)又は検査機器を用いて残留塩素値の測定を行う。
- (2)承認番号、工事件名、測定日時に併せ、測定値が解るように撮影すること。

10.6 耐圧試験の基準

11 各種様式

- 様式カ 2.1.2(13)①関係 水圧低下、出水不良の誓約書
- 様式コ 2.6.1 関係 浄水器等設置申請書
- 様式シ 5.6 関係 特殊器具取付に関する誓約書
- 様式ス 5.2.3(4)①関係 造成地の所有権移転の確認書
- 様式チ 10.2 関係 分岐・撤去工事主任技術者チェック表
- 様式ツ 10.2 関係 主任技術者チェック表
- 様式ト 2.4.2(5) 既設未確認給水設備の破損事故に関する念書

10.4 写真検査

- (1)給水管引き込み位置のわかる写真(スタッフ等で寸法のわかるもの)。
- (3)メーターの設置状況(番号、指針のわかる写真)
- (4)給水栓、取付器具の状況がわかる写真
- (5)その他提出を求められた写真

10.5 耐圧試験の基準